

**令和 2 年度
全国健康保険協会
事業計画及び予算
【船員保険事業関係】**

対象期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

I. 令和 2 年度の船員保険運営の基本方針

協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。

船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえつつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果について K P I（重要業績評価指標）による検証等を実施する。

事業運営に当たっては、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映するとともに、国土交通省の「船員の健康確保に関する検討会」における議論にも留意する。

Ⅱ. に掲げる主な重点施策の実施方針は、以下のとおりとする。

- (1) 基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに福祉事業を着実に実施する。
- (2) 戦略的保険者機能については、第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して、加入者の健康維持増進を図るための取組の支援を行うこと、利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うこと、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。
- (3) 組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図り、組織基盤を強化していく。

また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営を強化していく。

II. 主な重点施策

(1) 基盤的保険者機能

① 正確かつ迅速な業務の実施

- ・ サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。
- ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内）
- ・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。

② 適正な保険給付の確保

- ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。
 - KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか低い値以下とする

③ 効果的なレセプト点検の推進

- ・ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。
 - KPI：レセプト点検の査定率について、前年度と過去 3 年度の平均値いずれか高い値以上とする
- (※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 船員保険の医療費総額

④ 返納金債権の発生防止の取組の強化

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。
- ・ 被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。

- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか低い値以下とする
- ③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

⑤ 債権回収業務の推進

- ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する。

- KPI : ① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする
- ② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

⑥ 制度の利用促進

- ・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
- ・ 限度額適用認定証の更なる利用促進を図るため、医療機関へ働きかけを行うとともに、高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案

内するチラシを同封する等の取組を行う。

- ・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。
- ・ 下船後の療養補償について、加入者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。

- KPI : ① 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を80%以上とする
- ② 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする

⑦ 福祉事業の効果的な実施

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業については、その質の向上を図るための取組を併せて実施する。
- ・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生向上を図るため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。

⑧ サービス向上のための取組

- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。
- KPI : お客様満足度について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする

⑨ 健全な財政運営の確保

- ・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者

や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。

(2) 戦略的保険者機能

① 特定健康診査等の推進

- ・ 健診受診率の向上のため、健診受診の必要性等に関する広報を行うとともに、健診実施機関を拡充する。
- ・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、健診車を活用した巡回健診を拡充する。
- ・ 国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データの収集強化を図る。
- ・ 被扶養者の健診受診率の向上を図るため、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 44%以上とする
- ② 船員手帳健康証明書データ取得率を 30%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 26%以上とする

② 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 保健指導実施率の向上を図るため、健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる初回面談の分割実施を働きかける等の取組を行う。
- ・ 加入者に対し、健診結果に応じた特定保健指導の利用勧奨を実施する。

- KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を 22%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導実施率を 16%以上とする

③ 加入者に対する支援

- ・ 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。
- ・ 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。
- ・ 加入者の健康に対する意識の向上を図るため、ヘルスツーリズムを試行的に実

施する。

- KPI : オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を 100 人以上とする。(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)

④ 船舶所有者等に対する支援

- ・ 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。
- ・ 特定保健指導の利用、生活習慣病対策やメンタルヘルス等に関する「出前健康講座」の受講、オンライン禁煙プログラムへの参加等、船員の健康づくりに関する積極的な取組を船舶所有者とともに推進する。
- ・ 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣して開催している特別講義開催校を拡大するなどの取組を行う。

- KPI : 協働する船舶所有者数を 30 社以上とする

⑤ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。
- ・ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて、年 2 回の通知を継続する。
- ・ 令和 2 年 10 月以降の新たな目標について、国の動向を踏まえつつ検討する。

- KPI : ジェネリック医薬品使用割合^(※)を 80%以上とする

※ 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

⑥ 情報提供・広報の充実

- ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ・ 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわ

かりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。

- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。
- ・ 船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。

■ KPI : ① メールマガジンの配信数を 1,000 人以上とする

② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする

⑦ データ収集活用方法の研究

- ・ 加入者のニーズ把握、事業の効果検証など、データ収集、活用についての研究を進める。

(3) 組織・運営体制の強化

① 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを通じて人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。

② OJTを中心とした人材育成

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。

③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に対する広範な周知、十分な公告期間や履行期間を設定する等により、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。

④ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑤ リスク管理

- ・ 最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種マニュアルや計画等の見直しに向けた検討を行う。
- ・ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。
- ・ 情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な対応を行う。

⑥ 内部統制の強化に向けた取組

- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制を強化するための整備を着実に進める。

⑦ システム関連の取組

- ・ 協会システムの安定稼働を第一とし、情報セキュリティを担保しつつ、オンライン資格確認等の制度改正等に対し、適切にシステム対応を実施、検討する。

⑧ ペーパーレス化の推進

- ・ ペーパーレス化の推進のための検討を進める。

KPI 一覧表

(1) 基盤的保険者機能

具体的施策	KPI	現状
② 適正な保険給付の確保	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか低い値以下とする	平成28年度末：0.94% 平成29年度末：0.90% 平成30年度末：0.87% 上記3年度の平均値：0.90%
③ 効果的なレセプト点検の推進	レセプト点検の査定率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	平成28年度末：0.058% 平成29年度末：0.044% 平成30年度末：0.064% 上記3年度の平均値：0.055%
④ 返納金債権の発生防止の取組の強化	<p>① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p> <p>② 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか低い値以下とする</p> <p>③ 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする</p>	<p>①平成28年度末：81.6% 平成29年度末：84.6% 平成30年度末：89.0% 上記3年度の平均値：85.1%</p> <p>②平成28年度末：0.063% 平成29年度末：0.087% 平成30年度末：0.071% 上記3年度の平均値：0.074%</p> <p>③平成28年度末：93.8% 平成29年度末：93.8% 平成30年度末：94.1% 上記3年度の平均値：93.9%</p>

具体的施策	KPI	現状
⑤ 債権回収業務の推進	① 現年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする ② 過年度の返納金債権の回収率について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①平成28年度末：82.4% 平成29年度末：83.0% 平成30年度末：80.2% 上記3年度の平均値：81.9% ②平成28年度末：10.7% 平成29年度末：10.1% 平成30年度末：24.2% 上記3年度の平均値：15.0%
⑥ 制度の利用促進	① 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を80%以上とする ② 職務上の上乘せ給付等の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①平成30年度末：75.9% ②平成28年度末：72.1% 平成29年度末：71.1% 平成30年度末：70.6% 上記3年度の平均値：71.3%
⑧ サービス向上のための取組	お客様満足度について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	平成28年度末：88.6% 平成29年度末：82.8% 平成30年度末：83.8% 上記3年度の平均値：85.1%

(2) 戦略的保険者機能

具体的施策	KPI	現状
① 特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を44%以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を30%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を26%以上とする	①平成30年度末：41.2% ②平成30年度末：25.1% ③平成30年度末：25.0%
② 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を22%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を16%以上とする	①平成30年度末：8.4% ②平成30年度末：18.2%
③ 加入者に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者における禁煙成功者を100人以上とする (ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)	－
④ 船舶所有者等に対する支援	協働する船舶所有者数を30社以上とする	－
⑤ ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(※)を80%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	平成30年度末：78.4%
⑥ 情報提供・広報の充実	① メールマガジンの配信数を1,000人以上とする ② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①平成30年度末：662人 ②平成28年度末：992,086件 平成29年度末：951,388件 平成30年度末：941,578件 上記3年度の平均値：961,684件

Ⅲ. 予算

予算総則

令和 2 事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

(1) 収入支出予算

全国健康保険協会の令和 2 事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

(2) 債務負担行為

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第 8 条の規定により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額 (百万円)	年 限	理 由
システム経費	69	令和 2 年度以降 3 か年度以内	複数年度にわたる契約を締結 する必要があるため
賃貸借経費	0	令和 2 年度以降 3 か年度以内	複数年度にわたる賃貸借契約 を締結する必要があるため
業務委託経費	192	令和 2 年度以降 5 か年度以内	複数年度にわたる業務委託契 約を締結する必要があるため
事務用品等購 入経費	1	令和 2 年度以降 5 か年度以内	複数年度にわたる契約等を締 結する必要があるため

(3) 流用等の制限

流用等の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第 9 条第 2 項の規定に基づき指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

(4) 繰越制限

翌事業年度への繰越の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づき指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

※ 上記の内容については、令和 2 事業年度における全国健康保険協会の予算総則に含め、厚生労働大臣の認可を受けている。

収入支出予算（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

【船員保険勘定】

（単位：百万円）

区 別	予算額
収入	
保険料等交付金	38,292
疾病任意継続被保険者保険料	1,026
国庫補助金	2,791
国庫負担金	163
職務上年金給付費等交付金	5,381
貸付返済金収入	0
運用収入	0
寄付金	—
雑収入	108
累積収支からの戻入	1,639
計	49,401
支出	
保険給付費	26,458
拠出金等	10,064
前期高齢者納付金	2,857
後期高齢者支援金	7,207
退職者給付拠出金	0
病床転換支援金	0
介護納付金	3,147
業務経費	3,061
保険給付等業務経費	136
レセプト業務経費	24
保健事業経費	1,121
福祉事業経費	1,723
その他業務経費	57
一般管理費	1,238
人件費	445
福利厚生費	1
一般事務経費	791
貸付金	0
雑支出	46
予備費	140
累積収支への繰入	5,247
翌年度繰越	—
計	49,401

（注1）予備費は保険給付費等の0.5%を計上。

（注2）計数は四捨五入のため、一部、一致しない